別　記

１　契約物品の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 品質・規格等 | 単　位 | 単　価 | 左記単価中の  消費税及び  地方消費税の額 |
| 豚熱生ワクチン（シード）  50ドーズ |  | 本 | ￥ - | ￥ - |
| 豚熱生ワクチン（シード）  20ドーズ |  | 本 | ￥ - | ￥ - |

２　納品場所

|  |  |
| --- | --- |
| 東予地方局東予家畜保健衛生所 | 〒793-0072  西条市氷見乙2025 |
| 中予地方局中予家畜保健衛生所 | 〒791-0212  東温市田窪743番地1 |
| 南予地方局南予家畜保健衛生所 | 〒797-0013  西予市宇和町稲生257番地 |

**単　価　契　約　書（案）**

１　契約物品名　豚熱生ワクチン（シード）

２　契約単価　別記１のとおり

３　契約期間　令和７年５月　日から令和８年３月31日まで

４　納入場所　別記２のとおり

５　契約保証金

　上記について、愛媛県を甲とし、 を乙として、乙が契約物品を甲に供給し、甲が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

（納入方法等）

第１条　乙は、頭書の定めにより、別記の品質及び規格の物品を、甲の発注あるごとに、甲に納入しなければならない。

２　物品の数量及び納入期限は、別途甲の指示するところによるものとする。

３　この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（納入の終了通知）

第２条　乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第３条　甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

２　乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

３　検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、　すべて乙の負担とする。

（修補又は交換等）

第４条　乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第１項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

２　前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

３　前項の規定により納品書の提出があったときは、第３条の規定を準用する。

（所有権の移転等）

第５条　物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

２　前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

（代金の請求及び支払）

第６条　乙は、前条の規定により物品を移転したときは、当月分の代金を翌月10日までに請求するものとする。

２　甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第７条　乙は、甲の責に帰する事由により前項の規定による代金の支払いが遅れた場合には、甲に対して支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第265号。以下「遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率により計算した遅延利息の支払いを請求することができるものとする。

（代理受領の禁止）

第８条　乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利の譲渡等）

第９条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

３　前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（契約不適合責任）

第10条　甲は、引き渡された物品が品質及び規格に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（納入期限の延長）

第11条　乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

（物品の納入遅延）

第12条　乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約単価に延滞物品の数量を乗じた額に年３パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

（契約保証金の返還等）

第13条　乙は、契約保証金を納付している場合において、第５条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から３０日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

３　契約保証金には、利息を付さないものとする。

（甲の解除権）

第14条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2)　乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3)　乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4)　乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(5)　乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(6)　乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(7)　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(8)　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

３　甲は、第１項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た１ヵ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の１を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

４　乙は、第１項又は第２項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第15条　乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（事情変更による契約の変更）

第16条　契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

（契約の効力の遡及）

第18条　この契約において、甲と乙の電子署名がともになされた日が契約期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

（その他）

第19条　この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松山市一番町四丁目４番地２

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　愛　媛　県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　知　　　事　　　中　村　時　広

　　　　　　　　　　　　　　　　乙